⑽　添付図面等の記載は、次によること。
ア　図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
イ　外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称及び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。
ウ　構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。
エ　外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。
オ　接続図は、部品の名称又は記号及び回路定数が記載されていること。
⑾　11の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。
⑿　12の欄及び13の欄は、試験に供した装置について記載すること。
⒀　14の⑵の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、５分経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。この場合において、高周波出力端子に製造者が指定する値の抵抗器又は標準振動子を負荷として接続し測定すること（15の欄から18の欄までの測定条件について同じ。）。
⒁　15の⑵の欄は、電源を投入してから５分経過後までの間における14の⑴の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。
⒂　16の⑵の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。
⒃　17の⑴から⑶までの欄の記載は、次によること。
ア　測定した最大の値をデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において妨害波電圧が最大となる妨害波の周波数を記載すること。
イ　高周波発生装置が２以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。
⒄　18の欄の⑴から⒇までの欄の記載は、次によること。
ア　高周波発生装置から10メートルの距離で測定した最大の値をデシベル（⑴から⑻までの欄は毎メートル１マイクロアンペアを０デシベル、⑼から⒇までの欄は毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において電界強度又は磁界強度が最大となる利用周波数による発射及び不要発射の周波数を記載すること。ただし、周囲雑音レベルが高いため、特定の周波数において10メートルの距離で測定することができない場合は、当該周波数においては、より短い距離（３メートルを下回らない距離に限る。）で測定した最大の値を記載すること。
イ　高周波発生装置が２以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。
⒅　19の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。また、⒄アのただし書の条件で測定した場合には、その旨、測定距離等を記載すること。
⒆　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。
⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。
⑵　指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。
⑶　設計書は、１及び２の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注１に準じて記載すること。また、10の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。
⑷　試験成績表は、注１に準じて記載すること。

５　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の場合
⑴　１枚目

設計書			
		整理番号	
		指定番号	
1 型式名		2 製造業者名	
3 発振の方式		4 利用周波数	
5 周波数変動幅		6 高周波出力	
7 漏えい電界強度	⑴ 利用周波数	⑵ 526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数	⑶ その他の周波数
8 添付図面等	⑴ 外観を示す図及び写真　⑵ 構造を示す図及び写真 ⑶ 接続図　⑷ 取扱説明書		
9 参考事項			

長辺　短辺　（日本工業規格Ａ列４番）

⑵　２枚目

試験成績表				
		10 製造番号		
		11 製造年月日		
12 利用周波数	⑴ 設計値	⑵ 測定値	16 測定条件等	
13 周波数変動幅	⑴ 設計値	⑵ 測定値		
14 高周波出力	⑴ 定格値	⑵ 測定値		
15 漏えい電界強度	測定値			
	⑴ 利用周波数	（　）		
	⑵ 526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数	（　）		
	⑶ その他の周波数			

長辺　短辺　（日本工業規格Ａ列４番）